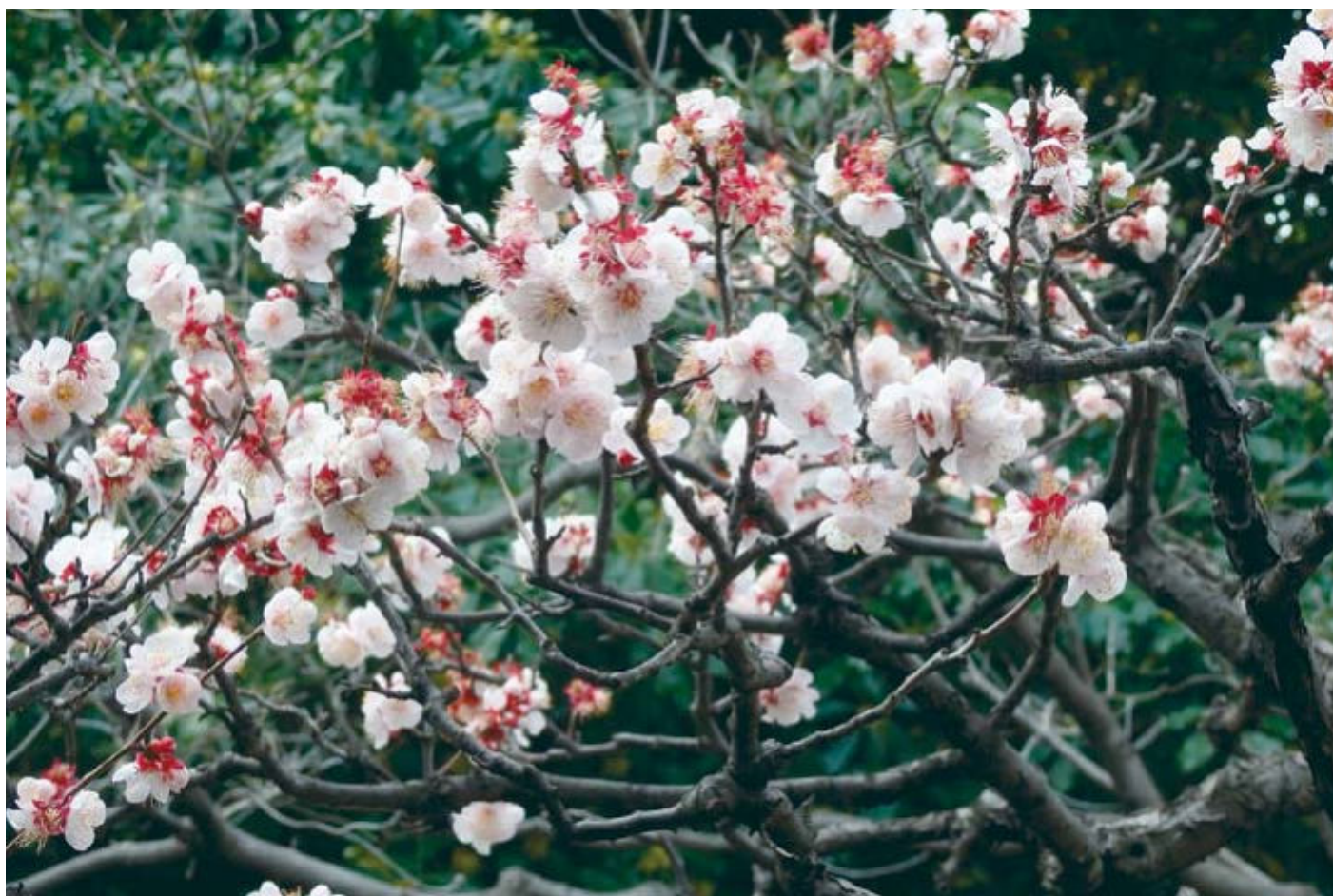


ゆたか



(大分市)

No.162

2018.1.10



公益社団法人
大分法人会

E-mail ho-oita@orion.ocn.ne.jp
URL <http://www.oitakenhouren.com/oita/>

CONTENTS

- 01 年頭所感
- 03 新年のごあいさつ
- 04 納税表彰
- 05 国税だより
- 09 県税だより
- 10 市税だより
- 12 法人会の活動
- 26 新会員ご紹介
- 27 これからの行事予定
- 28 税の暦



平成30年度税制改正スローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、
国・地方とも行財政改革の徹底を！

- 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、
適正な負担と大胆な受益の抑制を！

- 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、
税制措置でさらなる活力を！

- 中小企業は地域経済の要。
本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

※平成30年度税制改正に関する【提言要約】については（公財）全国法人会総連合が発行している「ほうじん（No.698）」に掲載されています。
（会員の皆様には、ほうじん（No.698）を、11月に送付しています。）



年 頭 所 感

(公社) 大分法人会 会長 矢 野 利 幸

新年あけましておめでとうございます。

皆様には清々しく新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げますとともに、平素より法人会活動に対しましてご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。また、昨年度の北部九州豪雨や台風18号により被災された皆様には1日も早い復旧・復興をご祈念申し上げます。

さて、わが国の経済は、緩やかな回復を続けているといわれています。

大分県の経済におきましても、日銀大分支店や大銀経済研究所の発表によりますと、全体的には緩やかな回復基調にあるとの発表がされています。しかしながら設備投資や給与面にはまだ反映していないとも言われていますし、人手不足が問題となっています。

観光面においては、本年度は、「第33回国民文化祭・大分2018」と「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた」が開催されます。観光と地域振興事業を合わせた地方創生事業として位置づけられ、全国で初めての全市町村で実施される企画となっています。また、2019年度には、ラグビーワールドカップ5試合の開催地にも決定しています。県外から、世界から多くの人々が来県することが予想され、明るい材料となっています。

ところで、大分法人会は、平成25年に公益社団法人の認定を受け、公益社団法人として、「税知識の普及」と「納税意欲の高揚」を活動の基軸として、広報活動、研修会の開催、小学校への出前授業「租税教室」の実施などに取り組んでいます。特に子供たちに少しでも税に関心を持ってもらうために「税に関する絵はがきコンクール」、「税に関する書写コンクール」、各種イベント会場での「税金クイズ」の実施など各種の事業を行っています。

また、地域の企業や市民の皆様役に役立つため各種研修会、講演会等の社会貢献活動にも取り組んでいます。

法人会は、多種多様な業種の企業経営者が集う団体です。異業種交流の場となり、新たな事業展開のヒントが得られるなど、地域企業の繁栄と事業の発展、地域の活性化の役割を果たすため、会活動を積極的に推進してまいります。

本年も皆様にとりましてより良い年でありますようご祈念申し上げますとともに、変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、新年のごあいさつといたします。



謹賀新年



会長 矢野 利幸
(株)ヤノメガネ



副会長 平倉 二三雄
(株)平倉建設



副会長 首藤 伊佐樹
(株)大分放送



副会長 角山 光邦
(株)角山商店



副会長 杉原 正晴
大分交通(株)



副会長 田中 秀幸
(株)大分銀行



副会長 小野 秀幸
(株)まるひで

本年もどうぞ
よろしく
お願い申し
上げます





新年のごあいさつ

大分税務署長 柳 原 信 也

明けましておめでとうございます。

平成30年の新春を迎えるに当たりまして、公益社団法人大分法人会並びに会員の皆様方に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様方におかれましては、日頃から税務行政全般にわたり深い御理解と格別の御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

また、昨年7月の九州北部豪雨をはじめ、度重なる集中豪雨や台風などの自然災害により被害に遭われた皆様方に心からお見舞い申し上げますとともに、被災された方々の一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

昨年7月に大分税務署長を拝命し、早いもので半年が経ちました。私にとりまして、大分税務署での勤務は平成12年以来17年ぶり2回目の勤務でございます。

久しぶりに大分の方々の温かい人情と雄大な山々や豊饒の海に育まれた食材を堪能し、改めて「豊の国」大分の魅力を再認識しているところであります。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化をはじめとした社会構造の変化、経済取引の広域化や国際化の進展などの経済構造の変化、また、ICT化やデータ活用技術の更なる進展などに加え、社会保障・税番号制度が導入されるなど大きく変化しております。

そのような状況の中、私どもといたしましては、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ために、税務行政を取り巻く環境の変化に即した納税者サービスの向上に取り組み、「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」に努め、国民の皆様方の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。

間もなくしますと、平成29年分の確定申告期を迎えますが、会員の皆様で確定申告が必要な方におかれましては、マイナンバー記載等について御理解いただくとともに、e-Taxでの申告及びダイレクト納付を御利用いただき期限内の申告と納税に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年の干支は「戊戌（つちのえいぬ）」です。「戌（つちのえ）」、「戌」ともに、万物を育成し保護する「土」の性質を持ち、四季の移り変わりの象徴と言われています。社会経済情勢が変化する中で、貴会のこれまでの取組や活動が実を結び、本年が更なる発展の年となりますことと、会員の皆様方の事業の益々の御繁栄・御多幸を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



29年度 納税表彰受賞おめでとうございます

本年度、次の皆様が納税表彰を受けられました。納税表彰は、税知識の普及や納税道義の高揚等、税に関する活動を行っている団体や個人のうち、税務行政の運営において功績があったと認められる団体や個人を対象に表彰が行われるものです。

国税庁長官表彰の表彰式は平成29年10月25日に東京・三田共用会議所で、また、大分税務署長表彰は平成29年11月15日にレンブラントホテル大分で行われました。

国税庁長官表彰



大分県納税貯蓄組合連合会
会長 阿南 勝啓 氏



大分県青色申告会連合会
会長 野田 皆子 氏

税務署長表彰



(公社) 大分法人会
女性部会部会長
佐藤 利子 氏



(一社) 大分青色申告会
理事 佐藤 安之進 氏



大分間税会
副会長 嵯峨 義雅 氏



国 税 だ よ り

インターネットで 申告ができます！



STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー

タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。

- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！（裏面をご参照ください）



STEP 2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP 3 申告書を提出 申告書の提出方法は2通りあります。

作成コーナーからe-Taxで送信

※タブレット端末等からはご利用になれません。

e-Taxで送信するためには、事前に次のものを準備する必要があります。

- ・マイナンバーカードなどの電子証明書
- ・ICカードリーダライタ

印刷して提出 郵送等で税務署に提出します。

→

～プリンタをお持ちでない方やタブレット端末等をご使用の方も安心～
コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。

お問合せ先のご案内



内容によって、お問合せ先が異なります。
 なお、間違い電話が多くなっておりますので、電話番号をよくお確かめの上、お間違いのないようにおかけください。

事前準備、送信方法、エラー解消など 作成コーナーの使い方に関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。
 上記の電話番号がご利用できない場合などは、**03-5638-5171**をご利用ください(通常通話料金となります。)

マイナンバーカードをご利用になる場合の ICカードリーダーの設定などに関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ **0120-95-0178** (通話料金無料)

受付時間：月曜日～金曜日 9:30～20:00 / 土日祝日 9:30～17:30 (12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。
 上記の電話番号がご利用できない場合などは、**050-3818-1250**をご利用ください(通常通話料金となります。)

申告書の作成などにあたってご不明な点に関するお問合せ

最寄りの税務署

☎ 電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

お電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

マイナンバーに関するお知らせ

申告手続きなどには

マイナンバーの記載 と **本人確認書類の提示 又は 写しの添付** が必要です。



例1 マイナンバーカード



例2 通知カード +



運転免許証など



※ e-Taxを利用すれば、提示又は写しの添付は不要となります。

医療費控除は 裏面の明細書を作成して提出すればOK!!

領収書が提出不要となりました

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書” の添付
 が必要となりました。

- ※医療費の領収書は自宅で**5年間**保存する必要があります。
 (税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
 (医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書(裏面)の記載例

国税太郎さんの例(生計が同じ妻:花子さん)

国税太郎さんが受けた医療	
2/18 ■■病院 診療 6,000円 ①	
5/28 ■■病院 診療 3,400円 ①	
▲▲薬局 医薬品 700円 ②	
国税花子さんが受けた医療	
9/13 ○○診療所 診療 3,300円 ③	
医薬品 1,100円	

平成 年分 医療費控除の明細書
 ※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 国税太郎

1 医療費通知に関する事項

医療費通知の有無	通知の有無	通知の取得年月
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

2 医療費(上記1以外)の明細

氏名	医療機関	医療費の区分	支払った医療費の額
① 国税太郎	■■病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 予防接種サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
② 同上	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 予防接種サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
③ 国税花子	○○診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 予防接種サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円



2 医療費(上記1以外)の明細欄の書き方

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税太郎	■■病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 予防接種サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
② 同上	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 予防接種サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
③ 国税花子	○○診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 予防接種サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告は
確定申告書等作成コーナーで!
 「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー www.keisan.nta.go.jp





セルフメディケーション税制の明細書は国税庁ホームページからダウンロードしてください。

平成 年分 医療費控除の明細書

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の①～③を記入します。

※ 医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

① 医療費通知に記載された医療費の額	② ①のうちその年中に実際に支払った医療費の額	③ ②のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円 ㉑	円 ㉒	円 ㉓

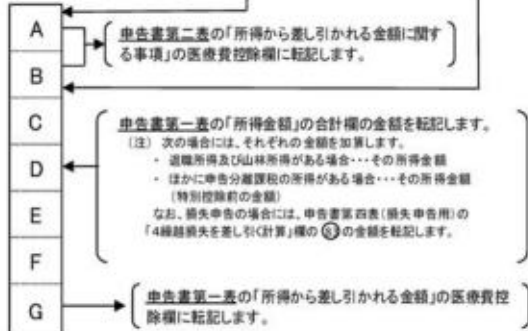
2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) ④のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			㉔	㉕
医療費の合計			A (㉔+㉔) 円	B (㉔+㉕) 円

3 控除額の計算

支払った医療費	(㉔) 円
保険金などで補填される金額	
差引金額 (A-B)	(㉔)と(㉕)の差
所得金額の合計額	
㉖ × 0.05	(㉔)と(㉕)の差
㉗と10万円のいずれか少ない方の金額	
医療費控除額 (C-F)	(最高200万円、㉔)と(㉕)の差)





県 税 だ よ り

自動車税のグリーン化税制について（お知らせ）

自動車税のグリーン化税制とは、自動車の排出ガス等の環境に与える影響の程度により、自動車税の税額を変更する制度です。

環境にやさしい自動車を取得した場合は、新車新規登録された年度の翌年度1年間の自動車税が軽減（軽課）されます。一方、新車新規登録から11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車（LPG車）については、翌年度から自動車税が増額（重課）されます。

1 環境にやさしい自動車の軽減措置

平成29年4月から平成30年3月末までに新車新規登録した自動車に次に該当する自動車については、平成30年度分の自動車税が軽減されます。

対 象 自 動 車	軽減の内容
電気自動車、燃料電池車	年税額の概ね 75%を軽減
天然ガス自動車（H30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制からNOx（窒素酸化物）を10%以上低減） ^{（注1）}	
プラグインハイブリッド自動車	
クリーンディーゼル乗用車（H30年排出ガス基準適合又ポスト新長期規制適合） ^{（注1）}	
H17年排出ガス基準75%低減又はH30年排出ガス基準50%低減かつH32年度燃費基準+30%達成車 ^{（注4）}	年税額の概ね 50%を軽減
H17年排出ガス基準75%低減又はH30年排出ガス基準50%低減かつH32年度燃費基準+10%達成車 ^{（注2）}	

- （注1） ポスト新長期規制とは、ディーゼル車等においてH21年以降に適用される排出ガス規制をいいます。
- （注2） 「H32年度燃費基準+10%達成車」とは、自動車検査証の備考欄に「H32年度燃費基準10%向上達成車」又は「H32年度燃費基準20%向上達成車」と記載されている自動車です。
- （注3） 「H27年度燃費基準+20%達成車」とは、自動車検査証の備考欄に「H27年度燃費基準20%向上達成車」又は「H27年度燃費基準25%向上達成車」と記載されている自動車です。
- （注4） 「H32年度燃費基準30%達成車」とは、自動車検査証の備考欄に「H32年度燃費基準30%向上達成車」、「H32年度燃費基準40%向上達成車」又は「H32年度燃費基準50%向上達成車」と記載されている自動車です。

2 環境負荷の大きい自動車の重課措置（本来の税額に加算されます）

重課対象車のうち、バス・トラックを除く自動車は、自動車税が概ね15%加算された額になります。（※バス・トラックは概ね10%加算されます。）

対 象 自 動 車	重課の内容
●ガソリン車、LPG車 ・平成16年3月31日までに新車新規登録された自動車	年税額の概ね 15%加算 ※ただし、バス及びトラックに係る重課対象車の重課割合は10%加算。
●ディーゼル車 ・平成18年3月31日までに新車新規登録された自動車	

- ※電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引自動車は重課対象外です。
- ※新車新規登録された年月は、自動車検査証の「初度登録年月」欄をご覧ください。

○自動車税が増額（重課）となった自動車は、抹消登録されるまで継続して重課措置が適用されます。



市税だより

個人住民税の特別徴収について

個人住民税の特別徴収は、法令に定められた事業主の義務です。

給与からの特別徴収とは

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に個人住民税の納税義務者である従業員等（給与所得者）に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を徴収し納入していただく制度です。

※地方税法第321条の4及び各市町村の条例により定められています。

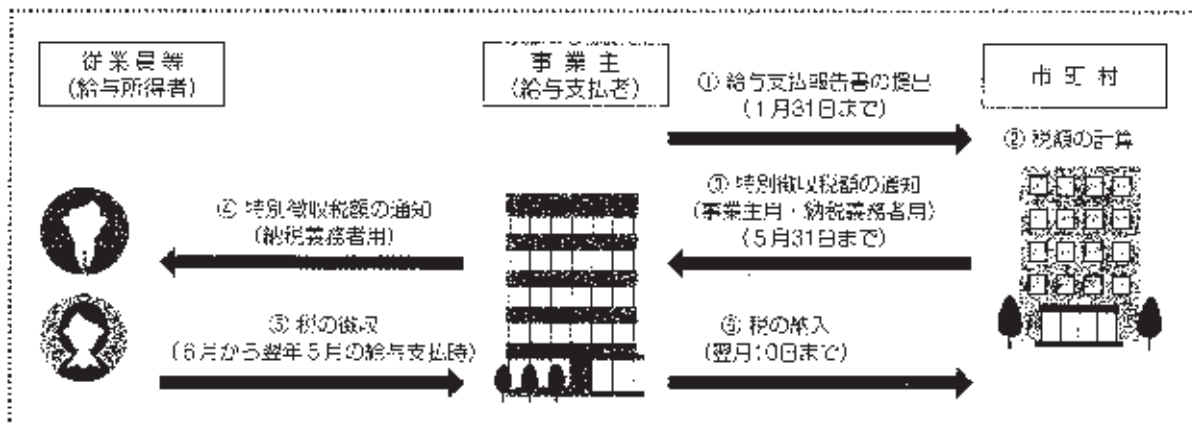
特別徴収は従業員に以下のようなメリットがあります

- ① 従業員が自ら金融機関に向き納税をする手間が省けます。
- ② 給与から引かれるので、納め忘れがありません。
- ③ 毎月の給与から年12回に分けて引かれるので、1回当たりの負担が少なくなります。
(特別徴収でない場合は、原則として1年分を4回で納めていただきます)

特別徴収は事業主の方に税額を計算していただく必要はありません

個人住民税は、前年中の所得に対して課税されるため、所得税のように事業主が税額を計算する必要はありません。

個人住民税の特別徴収の方法による納税のしくみ



《提出先》

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
大分市役所 市民税課
個人市民税特別徴収担当班
(市役所第2庁舎3階)

《問い合わせ先》

代 表 ☎(097)534-6111
内線 1252~1254
市民税課(直通) ☎(097)537-5731
F A X (097)537-7876
ホームページ 検索ワード **大分市 住民税** 検索



平成30年度 給与支払報告書の提出について(お願い)

平素から、本市の税務行政につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、本年も給与支払報告書を提出していただく時期になりました。今回提出していただく給与支払報告書は、平成30年6月からの個人住民税の計算のもととなる大切な資料です。時節柄ご多忙とは存じますが、次の事柄に留意されて作成のうえ、提出期限内に提出していただくようお願いいたします。

1. 特に注意していただきたい事項

- ① 給与支払報告書の提出先は、原則平成30年1月1日現在の住民票登録地の市町村です。住所が大分市の方については、必ず大分市作成の総括表を使用してください。
*個人住民税の徴収方法の誤りを防ぐため、給与支払報告書(個人別明細書)は、必ず特別徴収分と普通徴収分がわかるよう仕切り紙を使用してください。
- ② 税理士事務所等に給与支払報告書の作成および提出を依頼されている場合は、大分市作成の総括表をお渡しください。
- ③ 給与支払報告書の提出をする際に、個人番号(マイナンバー)を記入してください。
*扶養親族の個人番号(マイナンバー)の記入も必要となります。

2. 提出期限 平成30年1月31日(水)

整理の都合上、1月中旬までの提出にご協力ください。なお、提出期限を過ぎますと、税額決定通知書の発送や特別徴収の開始月が遅れたり、普通徴収の場合、納期限を4期に分けることができなくなります。また、所得証明書等の発行に支障をきたすため期限内の提出をお願いします。

個人事業主の方へ

給与支払報告書の提出の際、
個人番号(マイナンバー)の確認を行います!



平成29年度給与支払報告書(平成28年分)から、給与支払報告書総括表にも、個人番号・法人番号(マイナンバー)の記載が必要となりますが、個人番号が記載された書類の提出を受ける際は、本人確認を行うことが番号法により求められています。

これに伴い、総括表に個人番号を記載する個人事業主の方については、給与支払報告書提出の際に事業主で本人の本人確認を行います(法人番号については、確認は不要です)。

お手数ですが、番号確認、本人確認へのご理解とご協力をお願いします。

個人事業主ご本人様が窓口で提出される場合

以下の①または②の書類を提示していただきます本人確認を行います。

- ① 個人番号カード
- ② 個人番号の通知カード
+ 本人確認書類
(運転免許証、保険証等)

代理人の方が窓口で提出される場合

以下のすべての書類が必要ですよ。

- ・ 個人事業主の個人番号カードまたは通知カード(コピー可)
- ・ 代理人の方の本人確認書類
(運転免許証、保険証等)
- ・ 委任状または、大分市作成の総括表

郵送で提出する場合

以下の①または②の書類を給与支払報告書と一緒に郵送してください。

- ① 個人番号カード(両面)の写し
(ケースは外してください)
- ② 個人番号の通知カードの写し
+ 本人確認書類の写し
(運転免許証、保険証等)



法人会の活動

平成30年度税制改正に関する提言活動

法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のオピニオンリーダーとして、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っている。

本年は、「厳しい財政状況を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を!」、「超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を!」、「地域経済と雇用の担い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を!」、「中小企業は地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を!」のスローガンのもと、矢野会長と角山税制委員長が、広瀬大分県知事、井上県議会議長、佐藤大分市長、相馬由布市長、大分・由布両市議会議長に対して、「平成30年度税制改正に関する提言書」を手渡した。なお、地元選出の国会議員への提言活動については、大分事務所に臨場し、秘書等に手渡した。



▲ 広瀬大分県知事への手交の様子



▲ 井上県議会議長への手交の様子



▲ 佐藤大分市長への手交の様子



▲ 相馬由布市長への手交の様子

税を考える週間街頭広報

11月13日(月)、(公社)大分法人会(会長 矢野利幸)は、毎年「税を考える週間」に実施している税の街頭広報を本年も実施した。

広報活動は、昨年同様、大分駅の広報啓発スペースで行った。本年度は、大分税務署に加え大分県税務課からも参加があり、合同広報を行った。

広報内容は、電子申告の利用を呼び掛けるもので「税を考える週間」の印刷物が入ったティッシュペーパーと、袋に電子申告のホームページ(国税・・www.e-tax.nta.go.jp、地方税・・www.eltax.jp)を印刷した花の種(スイートピー)1,000セットの配布をした。

なお、街頭広報活動については、OBSとOABのニュースで放映された。また、大分合同新聞にも掲載され、PRができた。



▲ 広報活動の状況



▲ 広報活動の様子



▲ 広報活動の状況



▲ 活動参加者



税を考える週間公開講演会

11月13日(月)、(公社)大分法人会(会長 矢野利幸)は、税を考える週間に公開講演会を実施し、約120名の聴講者があった。

今回は、社会貢献事業の一環として、ノンフィクション作家でジャーナリストの門田隆将氏を講師にお招きし「修羅場のリーダーシップ」のテーマで開催した。

講演では、福島第一原発の事故の際、停電で、真っ暗で、放射能濃度の高い建屋内に誰が入るのか、名乗り出た作業員のうちだれを指名するのか、また、これまで世界のどこでも経験のないベント作業を行うかどうか、現場での責任者であった吉田所長をはじめとする多くの作業員の命を懸けた決断が紹介された。内容について詳しく知りたい方は、著書「死の淵を見た男―吉田昌郎と福島第一原発の五〇〇日」(PHP研究所)をご覧ください。



▲ 講師の門田隆将氏



▲ 会場の様子



▲ 開会あいさつ 矢野利幸会長



▲ 謝辞 田中秀幸副会長

税に関する作文の表彰

(公社)大分法人会(会長 矢野利幸)は、中学生及び高校生の「税に関する作文コンクール」に応募された作品の中から優秀作品に対して大分法人会会長賞を授与している。

本年度は、11月15日(水)、レンブラントホテルで実施された納税表彰式の会場において大分市立植田中学校3年生の宇薄沙耶さん(題名・・災害から税を学ぶ)に、また11月22日(水)には大分県立大分南高等学校において2年生の柴山絢音さん(題名・・税に関する教育について考えたこと)に表彰状と副賞を授与した。



▲ 納税表彰式会場での授与



▲ 大分南高校での授与

租税教育公開研究発表会参加

10月12日(木)、(公社)大分法人会(会長 矢野利幸)は、竹田市立直入中学校で行われた租税教育公開研究発表会に参加した。

この発表会は大分県租税教育推進協議会が委嘱した竹田市立直入中学校が平成28年・29年度の2年間にわたり実施してきた租税教育の取り組みについての研究発表会である。

提案事業は、1年生は音楽科の時間で「日本の民謡に親しもう」、2年生は道徳の時間で「二通の手紙」、3年生は理科の時間で「酸・アルカリとイオン」の各授業の中で取り組みを行っていた。



▲ 会場の様子



▲ 授業の様子



全国青年の集い高知大会に参加

11月9日(木)～10日(金)、(公社)大分法人会青年部会(部会長 江玉睦秀)他17名は、高知市で開催された全国青年の集いに参加した。

全国青年の集いは、各県連が持ち回りで主管となり開催されており、平成31年度には大分県で開催する事が決定している。今回、大分法人会青年部会のメンバーを含め、大分県下の参加者は、自分たちが運営側になることもあり、企画、運営、進行、会場など視察を兼ねた参加になった。



▲ 大会参加者

本年度の租税教育活動プレゼンテーションでは、福岡局連代表の直方法人会がテーマ「税に込められた思いを伝える租税教室」で最優秀賞を受賞した。

また、記念講演では、間寛平さんが「走ることで伝える大切な事～夢・出会い・絆～」と題して、1970年吉本興業に所属してから今までの人生、2008年アースマラソン(陸上、海上計4万1000kmに及ぶ壮大なプロジェクト)を完走したことについての裏話や苦勞話をされた。聴講者を巻き込んでのお話はさすが、寛平さん独特の講演会であり、いつでも前向きな姿勢である寛平さんに、元気や勇気…をいただくことができた。

会 員 募 集 中

★青年部会★

50歳までの経営者及び
経営幹部の方で男女不問

6,000円

入会資格

年会費

活動内容

各種研修会、交流会の開催、視察、親会事業への参加。

お問合せ

事務局：川野・橋本まで(電話 532-8917)

女性部会

女性経営者及び幹部等

3,000円

大分県女性フォーラムin日田に参加

10月24日(火)、(公社)大分法人会女性部会(部会長 佐藤利子)は、(一社)大分県法人会連合会女性部会連絡協議会(会長 末松真知子)主催の「大分県女性フォーラムin日田」に参加した。集いでは、各法人会女性部会での活動、租税教育活動や社会貢献活動についての報告があり、代表して開催地の日田玖珠法人会が活動報告の発表を行った。

集いに引き続き行われた講演会は、2017年ユネスコの無形文化遺産に登録された日田祇園の山鉾振興会の会長後藤稔夫氏より、「日田祇園について」と題しての講演があった。講師紹介では、御年95歳と紹介され、大きな拍手で講演会がスタートした。講師は、昭和54年に振興会副会長、平成4年には会長に就任され、長きに亘って日田祇園の保存・継承にご尽力されており、昭和59年3月に大分県無形民俗文化財の指定を受け、平成28年12月に国の重要無形民俗文化財に指定された、それまでの経緯や苦勞について話された。

その後、屋形船での昼食をいただき、日田祇園山鉾会館と廣瀬資料館で見学を行い、最後に豆田町での散策を行い帰路についた。

前日まで台風の影響が心配されたが、当日は快晴でとても有意義な一日となった。



▲ 大分県女連協会会長あいさつ



▲ 女性部会のスローガンを読み上げる参加者



▲ 講師の後藤稔夫氏



▲ 日田祇園山鉾会館



チャリティーゴルフ大会開催

10月31日(火)、(公社)大分法人会(会長 矢野利幸・青年部会長 江玉睦秀)は、チャリティーゴルフ大会を白杵カントリークラブで開催。81名の参加があった。

参加人数が多かった事もあり、表彰式まで長時間待っていただいたこともあったが、とても盛り上がった表彰式となった。

チャリティーの収益金については、たくさんの賞品を提供していただいたこと、参加いただいた方々からも多くのご寄付をいただき、12月18日(月)、大分合同福祉事業団に16万円を寄付することができた。参加者の皆さま、ご協力ありがとうございました。

成績上位者はつぎのとおり

優勝	大野茂生	グロス99	ネット67.8
準優勝	一万田真登	グロス83	ネット71.0
第3位	平倉二三雄	グロス84	ネット72.0



▲ 表彰式 杉原副会長より優勝者へ賞品贈呈



▲ 寄付金の贈呈

協賛者・協賛企業(順不同)

(株)大分銀行	(株)テイクファイブ	(株)豊の国健康ランド
大分交通(株)	(株)佐藤酒販	(株)まるひで
(株)大分放送	大分魚市(株)	(有)まるみや
(株)角山商店	平倉建設(株)	(株)ヤノメガネ
(株)菊家	(株)マリーンパレス	ヤマウチ調理食品(株)
協栄工業(株)	(株)利光建設工業	(株)若竹園
(株)熊野建設	東九州設計工務(株)	(株)トキハインダストリー
日豊タクシーグループ(株)	(株)日建総合建設	大分ファミリー(株)
大同生命保険(株)大分支社	A I U損害保険(株)大分支店	アフラック大分支店
白杵カントリークラブ	(一社)大分県法人会連合会	正・副会長7名

経営税務セミナー

11月28日(火)、(公社)大分法人会青年部会(部会長 江玉睦秀)は、労働福祉会館ソレイユにおいて、ラコス社労士事務所の緒方幸治氏を講師に招き、「有期契約社員の無期転換ルール内容と対策について」セミナーを開催した。

まず、本題に入る前に、少子高齢化・労働力の減少が進む昨今、企業に必要なものは「生産性の向上」であること。そのためには「人材の確保・定着」「労務管理に真摯になること(労働の契約について)」が大切であるとお話があった。

本題「有期契約社員の無期転換ルール」については、この制度の説明のあと、各企業で適用に備えるための3つのステップ①「活用実態の把握」②「活用方針を決める」③「労働条件を決める(有期契約労働者と無期転換労働者それぞれの条件やルールを明確にしておく)」が必要であるとの内容であった。

研修会後には、定年後の再雇用について、高齢者の有期契約労働者についてなどの質問があった。また、労務トラブルの話などももっと聞きたかったとの声があった。



▲ 講師の緒方幸治氏



▲ 研修会の様子





ななせの里まつり

11月5日(日)、(公社)大分法人会西ブロック(ブロック長 浦田廣)は、税のPR活動の一環として「ななせの里まつり」に参加をした。

毎年、法人会のブースを設けて、小学生を対象とした税金クイズ等を行っている。

今年は、会場での参加だけではなく、応募型のクイズの台紙を配布し、帰ってからゆっくり考えてハガキで応募できるような方式を試みた。

この「ななせの里まつり」に来る地域の子供たちは、毎年楽しみにしているおまつりのようで、「今年も来たよ〜!!」と法人会ブースに来てくれることも多く、ほとんどの子供たちは足を止めて会場で問題を解いて、応募はがきを提出してくれた。提出してくれた子供たちには参加記念品があり、参加者は、法人会グッズ(絆創膏・消しゴム・鉛筆・蛍光ペン・シャーペン)を嬉しそうに選んでいた。

税金クイズの応募には、地元の美味しいお菓子などが当たる企画もあり、多くの応募があった。小中学生のころから税金について考えるきっかけになればと、力が入る活動となっている。



▲ クイズにチャレンジ



▲ 一億円のレプリカに興味津々



▲ 参加したスタッフ



▲ 法人会グッズ 参加記念品

税金クイズ当選おめでとう

10月8日(日)に開催された「おおざいワッショイ」と11月5日(日)に開催された「ななせの里まつり」の会場で実施した税金クイズの当選者が決まり、当選者へ賞品の発送を行った。

「おおざいワッショイ」でのクイズへの応募は461枚あり、抽選の結果、当選者は次のとおり。(氏名は、応募はがきに記載されたもの・敬称略・順不同)

≪A賞・(株)ざびえる本舗の「ざびえる・瑠異沙詰合せ」2,000円相当≫

かがわかすみ(大分市)、沓掛紗花(大分市)、後藤万優(大分市)、菅原由莉(大分市)、徳丸達紀(大分市)

≪B賞・高橋水月堂の「関あじ・関さば最中詰合せ」2,000円相当≫

小野ひな多(大分市)、後藤優芽(大分市)、古川春平(大分市)、松井亮太(大分市)、わたなべ功聖(大分市)

≪C賞・レーブドブランシュの「焼菓子詰合せ」2,000円相当≫

あだちせいいちろう(大分市)、河合来希(大分市)、小橋綾乃(大分市)、志手祐月(大分市)、西山れいき(大分市)

「ななせの里まつり」でのクイズへの応募は341枚あり、抽選の結果、当選者は次のとおり。(氏名は、応募はがきに記載されたもの・敬称略・順不同)

≪A賞・(株)菊家の「お菓子の詰め合わせ」2,000円相当≫

岩崎美月(大分市)、大平愛葵(大分市)、工藤碧夕(大分市)、野仲ゆ月(大分市)、森大晃(大分市)

≪B賞・(有)一休の「お菓子の詰め合わせ」2,000円相当≫

上野颯太(大分市)、小出柚芽(大分市)、佐藤叶望(大分市)、寺司鈴(大分市)、のがみはるき(大分市)

≪C賞・(有)五衛門の「お菓子の詰め合わせ」2,000円相当≫

さとうまなほ(大分市)、高倉航太(大分市)、坪内夏美(別府市)、ふじしまゆめ(大分市)、わたなべひより(大分市)





城東ブロック研修会

12月13日(水)、(公社)大分法人会城東ブロック(ブロック長 利光正臣)は、明野アクロスホールにおいて研修会を開催した、

当日は、三部構成により実施した。

第一部では、地震や風水害等、自然災害等が頻繁に発生していることから、東京海上日動火災(株)大分支社の牛丸晋氏を講師に「BCP(事業継続計画)策定の重要性と大分県の地域特性・自然災害リスク」のテーマで開催した。

第二部では、企業の活性化に役立てようと特定社会保険労務士の野口努氏を講師に「会社がもらえる助成金活用のポイント～雇用保険関係～」のテーマで開催した。

第三部は、日本人の精神、日本文化等について、おおいた観光特使の矢野大和氏を講師に「笑って元気～日本人の財産～」のテーマで開催した。

いずれのテーマにおいても、明日からすぐに役立てることのできる研修会であった。



▲ 利光ブロック長あいさつ



▲ 講師の牛丸晋氏



▲ 講師の野口努氏



▲ 講師の矢野大和氏

女性部会税務研修会

12月14日(木)、(公社)大分法人会女性部会(部会長 佐藤利子)は、大分税務署会議室において税務研修会を開催した。

この税務研修会は、毎年この時期に開催しており、今年は東龍一郎副署長より、「知っておきたいお酒のはなし」についての税務講話であった。

清酒、焼酎の製造工程について、酒税について、調査について等の話があった。

大地、水、自然に恵まれた大分県には、39もの蔵元があり美味しいお酒、焼酎がある事も確認できた。

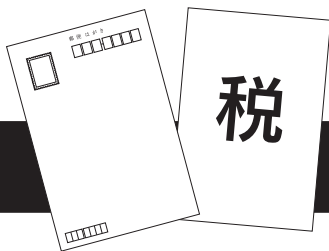
講演終了後の意見交換会では、「お酒の税金は、酒蔵を出荷した時点で税金がかかるとお聞きしましたが、酒蔵などの調査等は難しくないですか? どのようにされているのですか?」などの質問等があり、榊原署長と東副署長から丁寧な回答があり、有意義な研修会となった。



▲ 講師の東副署長



▲ 研修会の様子



お知らせ

(公社)大分法人会では、平成29年度、大分市・由布市の小学校6年生が、夏休みに取り組みを行いました「税に関する書写コンクール」と冬休みに取り組みを行いました「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品を3月19日午後～3月31日午前の期間、コンパルホール4F子供ギャラリーに展示をいたします。

次代を担う子供たちの作品です。是非ご覧ください。

作品は、確定申告会場(商工会議所6F)にも展示する予定です。



女性部会 博多座観劇と朝倉視察研修旅行

11月16日(木)、(公社)大分法人会女性部会(部会長 佐藤利子)は、会員の親睦を目的として、博多座の観劇を含め福岡方面への研修旅行を行った。

観劇の後には、九州北部豪雨にて被害のあった朝倉へ向い、三連水車の見学。

朝倉では、寛文3年に大干ばつが起こった後、筑後川から取水するための堀川用水面ができたことで水田が広がった。しかし朝倉の農民がその用水よりも高い土地も水田にしたいと願い、水流を動力とする自動回転式の三連水車(と二連水車)を開発し、その美しい姿がいまでも朝倉のシンボルとなっている。

見学後は、朝倉の産地直売所や養蜂場でゆっくり買い物をした。帰りの車中から見られた、ほとんど手つかずになっている建物、応急処置状態の道路や河川の急速な復興を願いながら帰路についた。天気にも恵まれ、有意義な視察研修となった。



▲ 美しい姿の三連水車



▲ 参 加 者

青年部会 会員研修会・交流会

11月21日(火)、(公社)大分法人会青年部会(部会長 江玉睦秀)は、豊の国健康ランドにおいて研修会を実施した。

今年度は、租税教育活動の為に会員用学習ツールとして、全法連で作成されたDVD「大臣になった男」を鑑賞し、租税教室のあり方について感想や意見を取りまとめた。

今回の研修会は、全法連でH29年度事業計画に新たに加えられた「租税教育活動に税の使い道について子どもたちと共に考える要素を加えることにより、質的向上を目指すこと」から取り組み方などを考えて実施したものであり、その後は全法連青連協にて役立てています。研修会終了後は、会員交流会を開催した。

研修会の感想、意見は以下のとおり。

- ①映像を視聴して、どのような感想を持ったか。
- * 社会保障費の削減は急務
 - * 政治に関心が薄い人たちや若い世代にも分かり易い内容だと思った
 - * 次世代への借金をどうするか考えさせられた
 - * 財政の厳しさ、対策の難しさ等
 - * 国民一人ひとりが財政について考えていかないといけない
- ②将来世代のために、私たち青年部会はどのようなことができるかと考えるか。
- * 税金の使い道について真剣に考え啓蒙すること
 - * 現実、現状を伝える
 - * 子や孫たちへ借金を残さない努力
 - * 公共サービスの低下をどのような形で補っていくのかを考える場を設ける
 - * 子供たちに税の使い道に興味を持ってもらう活動をする
- * 将来を担うこどもたちが税の大切さ、税の仕組みを理解し、興味をもってもらえるように、これからも積極的に取り組む
- * 租税教室をしっかりと子供たちに伝えたい
 - * きちんと税金を納め、きちんと使われているかをチェックする
 - * 同世代、次世代の人に今の財政を伝える事
 - * 租税教室の充実
- ③今後の、租税教育活動において、税の使い道について考える機会を提供するには、どのような工夫が必要と思われるか。
- * 映像などを使って分かり易くつたえること
 - * 報道などでもっと取り上げるべき
 - * 学校、地域、家と連携して、子供たちにも分かりやすく説明を行う義務がある
 - * 興味を持たせる工夫をする事！（ゲームソフトをつくるとか…）
 - * 小学校のうちからしっかり教育をしていく
 - * 地域の祭りでのPR、学校・PTAでのPR



▲ 部会長あいさつ



▲ 研修会の様子



新会員ご紹介

(順不同 敬称略)

事業所名	代表者氏名	所在地	業種
(株) 千 麗 花	吉 田 香 苗	大分市大字三芳938番地の5	サービス業
大分共栄興産(株)	渡 邊 大 輔	大分市弁天3丁目1番1号	
(株)熊本中央農産	小深田 忠 幸	大分市弁天3丁目1番1号	
エスニックマーケット パンブー	阿 南 宏 之	大分市賀来北1丁目1-71	卸・小売業
(株)大在クリエイト	松 永 哲 朗	大分市青崎1丁目110番	リサイクル業
(福)夢・ひこうせん	阿 部 哲 三	大分市大字下戸次4255番地	障害者福祉
積 新 不 動 産	近 広 宗 治	大分市古国府381-8	不 動 産
大分クラフト社	塩 崎 伸 明	大分市府内町1-5-3	革材料卸・小売
(医)正 宏 会	吉 田 正 樹	大分市城原1769-6	医 療 業
サイクルレスキューロボリボ	石 井 裕 治	大分市大在浜2-21-21	サービス業
(有)ピーシー環境センター	東 博 喜	大分市明野北5丁目10番	消 毒 業
サニーコンサルタント(株)	佐 藤 良 一	大分市牧1丁目22番2号	保険代理業
(株)阿 部 技 工	阿 部 健 治	大分市大字乙津84番地	とび・土工・コンクリート
(有)山口建材店	山 口 幸 祐	大分市大字佐賀関2222番地	金物・建築資材卸・小売業
(株)ファイブベリー	大津留 岳	大分市賀来北2丁目21番29	インターネット事業
(同)安心ホーム・お助け屋	竹 下 和 代	大分市乙津港町2丁目1番27号	その他サービス業
(有)つばめ	長谷川 英 治	大分市賀来南1丁目18番50号	クリーニング業
(有)三浦保険事務所	三 浦 啓 亨	大分市松原町2-1-32	生・損保代理業
(株)塗 真	野 口 淳	大分市東浜2丁目7-20	建 設 業

ご加入ありがとうございました。また、加入のご紹介にご尽力くださった方々に厚くお礼申し上げます。(平成29年10月14日から平成29年12月20日受付まで)



これからの行事予定

日付（開催予定日）	行事名等	会場等
平成30年1月20日(土) 16:00～	長谷川幸洋 氏 公開講演会 テーマ：激動する政治・経済！日本の進路 を考える 入場無料です。	アイネス
平成30年1月26日(金) 13:30～	税に関する絵はがきコンクール審査会 大分市内・由布市内の小学生から応募 いただいた絵はがきの審査会を行います。	トキハ会館
平成30年2月4日(日) 終日	べつだいウォーク Tウェーブで小学生を対象に税金クイズ を実施します。賞品が当たります。たく さんの参加をお待ちしています。	田ノ浦 Tウェーブ
平成30年2月6日(火) 13:30～	税に関する絵はがきコンクール審査会 大分県下9会に応募のあった絵はがきの 審査会を行います。	レンブラントホテル
平成30年3月13日(火) 11:00～	理事会	オアシスタワーホテル
平成30年3月17日(土) 14:00～	税に関する絵はがきコンクール表彰式 大分市内・由布市内の小学生から応募 いただいた絵はがきの優秀作品の表彰式を 行います。	センチュリーホテル
平成30年4月12日(木) 10:00～	新社会人研修会 大好評の研修会です。新社会人の皆様の 参加をお待ちしています。	レンブラントホテル
平成30年4月15日(日) 終日	城東春まつり 日岡公園で小学生を対象に税金クイズを 実施します。賞品が当たります。たく さんの参加をお待ちしています。	日岡公園
平成30年5月16日(水) 11:00～	理事会	レンブラントホテル
平成30年6月6日(水) 13:30～	総会 総会を開催します。当日は研修会等を 合わせて実施いたします。	オアシスタワーホテル

上記の活動予定は、日程が確定しているもののみを掲載しています。

研修会や講演会は入場無料ですが、事前の申し込みをお願いいたします。

各種の行事の詳細につきましては、ホームページに掲載いたします。なお、ホームページのアドレスは下記のとおりです。

URL <http://www.oitakenhouren.com/oita/>



税の暦3月～5月

3月から3か月間の税に関する届け出、申請納付についてお知らせするコーナーです。期限等を確認し、手続きもれや納付もれがないかチェックの参考としてください。なお、この情報は法人会事務局調べによるものです。記載漏れ等がある場合もありますので、もう一度、貴社での検討・確認をお願いいたします。

3月の税

源泉所得税2月分納付期限（12日）、住民税納付期限（特別徴収分12日）、県民利子割・配当割申告及び納付期限（12日）、平成28年分所得税確定申告及び納付期限（15日）、所得税確定損失申告書の申告期限（15日）、28年分贈与税の申告及び納付期限（15日）、個人の道普県民税・市町村民税・事業税の申告及び納付期限（15日）、確定申告税額の延納の届書の提出期限（15日）、個人の青色申告の承認申請提出期限（15日）、個人事業税申告及び納付期限（15日）、ゴルフ場利用税申告及び納付期限（15日）、1月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）及び納付期限（4月2日）、7月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）及び納付期限（4月2日）、個人事業者の平成28年分消費税・地方消費税申告及び納付期限（4月2日）、軽油引取税申告及び納付期限（4月2日）、県たばこ税申告納付期限（4月2日）

4月の税

源泉所得税3月分納付期限（10日）、住民税納付期限（特別徴収分10日）、県民利子割・配当割申告及び納付期限（10日）、ゴルフ場利用税申告及び納付期限（16日）、2月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）及び納付期限（5月1日）、8月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）及び納付期限（5月1日）、固定資産税の第1期分納付期限（5月1日）、軽自動車税の納付期限（5月1日）、軽油引取税申告及び納付期限（5月1日）、県たばこ税申告納付期限（5月1日）、産業廃棄物税申告納付期限（5月1日）

5月の税

源泉所得税4月分納付期限（10日）、住民税納付期限（特別徴収分10日）、県民利子割・配当割申告及び納付期限（10日）、ゴルフ場利用税申告及び納付期限（15日）、3月決算法人の法人税、消費税及び地方消費税の申告及び納付期限（31日）、9月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）及び納付期限（31日）、自動車税の納付期限（31日）、確定申告税額の延納届け出に係る円納税額の納付期限（31日）、軽油引取税申告及び納付期限（31日）、県たばこ税申告納付期限（31日）、鉦区税納期限（31日）

税についてのお問い合わせ先

国税（大分税務署）	☎	097-532-4171	（代表）
県税（大分県）	☎	097-536-1111	（代表）
県税（大分県税事務所）	☎	097-506-5771	（代表）
市税（大分市役所）	☎	097-534-6111	（代表）
市税（由布市役所）	☎	097-582-1111	（代表）

法人会女性部会

いちごプロジェクト



節電にご協力ください。

—無理なく 無駄なく 快適に—



「いちごプロジェクト」とは？

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。

いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年法人会の女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

法人会とは

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

現在、全国各地に440単位法人会があり、県単位の連合体として41都道県連が組織され、約80万社の企業が加入しています。法人会では「税知識の普及」「租税教育」「地域社会貢献」などを中心に、地域に密着した活動を展開しています。

みんなで出来る冬の節電対策

ウォーム
シェアで
心も体も
暖かく！

「ウォームシェア」とはみんなで一つの部屋に集まって過ごしたり、暖かい場所に出かけて各家庭の暖房を止めて、エネルギー消費量を減らす取り組みです。

暖かい鍋料理を家族や友人と囲んだり、コタツでみかんを食べながら、ご近所さんとおしゃべりに花を咲かせたり……コミュニケーションが深まります。

外は寒いからといって家にこもらず、温泉や銭湯に出かけてリフレッシュしたり、スポーツで体を動かせば健康づくりにも役立ちます。



お役に
立ちます！
冬の節電
グッズ

部屋で一人で過ごす時、暖房の温度を上げるよりも自分自身が暖かい格好をすることで節電になります。保温性の高い下着や靴下を身に付けたり、毛布に袖のついた「着る毛布」もオススメです。両手が使えて動きやすく、カラフルでデザインも豊富です。

昔ながらの湯たんぽも、就寝時に布団やベットに入れておけば、朝まで暖かさが持続します。お風呂の残り湯を利用すれば、さらに省エネ&エコロジーです。

進化する節電グッズで寒い冬を暖かく過ごしましょう。





わが家の節電メニュー

〈通常、ガス・石油ストーブ等を使用される家庭の場合〉

ご家庭ごとに実施
できるものを
チェックしましょう。

期間 **12月~3月** 12/29-30
を除く
平日 **9時~21時**
(北海道・九州は8時~)

基本となる6の節電メニュー

照明

① 不要な照明をできるだけ消しましょう。 6%

テレビ

② ●画面の輝度を下げましょう。
●必要な時以外は消しましょう。
※標準消費エネルギーモードに設定し、使用頻度を20%に減らした場合 3%



冷蔵庫

③ ●冷蔵庫の設定を「弱」に変えましょう。
●扉を開ける時間をできるだけ減らしましょう。
●食品をつめこまないようにしましょう。 2%

ジャー炊飯器

④ ●早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊きましょう。
●保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存しましょう。 2%

温水洗浄便座(瞬間式)

⑤ ●便座保温、温水の設定温度を下げましょう。
●不使用時はふたを閉めましょう。 1%

待機電力

⑥ ●リモコンではなく、本体の主電源を切りましょう。
●使わない機器はプラグを抜いておきましょう。 2%



さらに効果を高める節電メニュー

ライフスタイル

夕方に電気製品の使用が重ならないよう家事の段取りを組み合わせよう。
家庭の電力需要が増える夕方以降に、一斉に負荷の高い電化製品を使用することがないよう、一日の家事の段取りをお願いします。
⑦ 温湿度計をつけて、室温の管理(20℃)を行いましょう。

電気ポット

⑧ お湯はコンロで沸かし、ポットの電源は切りましょう。

洗濯機

⑨ 容量の80%程度を目安にまとめて洗いをしましょう。

パソコン

⑩ 省電力設定を活用しましょう。

掃除機

⑪ 夕方のピーク時はモップやホウキを使ってみましょう。

暖房機器

⑫ 電気の暖房機器(ガス・石油以外)を使う場合には、エアコンと電気ストーブ・ヒーターを上手に使い分けましょう。
(例)・家族が4人そろった広い部屋でみんなが暖まる場合には、電気ストーブよりエアコンが効率的。
・広い部屋で1人足元を暖める場合にはエアコンより電気ストーブが効率的。

⑬ 電気カーベットは人のいる部分だけを温めるようにしましょう。
設定温度を「中」または「弱」にするよう心がけましょう。

⑭ エアコンのフィルターを定期的(2週間に1回程度)に掃除しましょう。

⑮ 扇風機やサーキュレーターで部屋の上部の暖気を循環させましょう。

⑯ こたつは、上掛けなどを活用し、暖気を逃さないようにしましょう。

出典：経済産業省 節電.jp

法人会では冬の節電活動として「いちごプロジェクト」を行っております。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

法人会

検索

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

いちごプロジェクト

公益財団法人 全国法人会総連合 女性部会連絡協議会





法人会に対する ご意見やご要望を お寄せください

大分法人会は公益法人として会員をはじめ皆様方にお役に立つ活動を目指しています。

「このようなテーマでの研修会を開催してほしい」（税務・労務・経営など企業経営に役立つ内容を具体的にお願ひします）また、「この講師にこの内容での講演をしてほしい」などの情報をお寄せください。

経営者の皆様、市民の皆様に喜んでいただく研修会・講演会の企画に役立てたいと思います。

法人会事務局

〒870-0023

大分市長浜町3丁目15番19号大分商工会議所ビル内

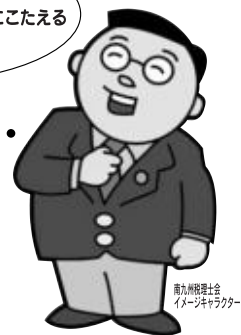
公益社団法人 大分法人会

FAX 097-537-3476

～税理士はこんな仕事をしています～

- 1 あなたの税務代理をします。
税金の申告、申請、請求、不服申立
- 2 あなたの税務書類を作成します。
申告、申請、請求、不服申立の書類の作成
- 3 あなたの税務相談に応じます。
申告や主張、陳情、または申告書の作成に関する相談
- 4 会計業務を行います。
財務書類の作成（決算書など）
会計帳簿の記帳代行（元帳、試算表などの作成）
財務に関する事務（立案、相談、公的機関や金融機関に届ける会計書類など）
- 5 税務調査の立ち会いをします。（税務代理）
- 6 その他
・経営分析、経営指導 ・財産の管理 ・議事録などの整理
・融資申告の手続 ・税理士業務に付随して行う社会労働保険の事務

納税者の信頼にこたえる
企業経営者のニーズにこたえる
社会の要請にこたえる



南九州税理士会
イメージキャラクター
企業と暮らしのホームドクター
みなお
税理士 皆尾たすく

これらのご相談は、税理士事務所、または、下記の事務局へおたずね下さい。

（事務局） 南九州税理士会大支部

大分市都町1丁目3番22号大分都町ビル7F

電話 532-2974



AIG



法人会のビジネスガード
Business Guard Series

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG 損保のリスクソリューション

法人会の ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償



地震災害の
リスクをガード

法人会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

大分支店

〒870-0045
大分県大分市城崎町1丁目3番31号 富士火災大分ビル6階
TEL.097-534-1400 FAX.097-532-6925
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

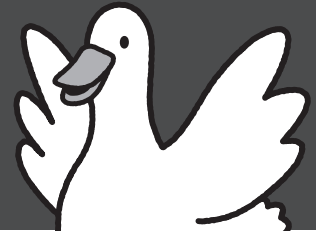
(B-152291 2020-01)



新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



ご存知
ですか?

病気やケガで入院した人の

約4人に1人が仕事復帰まで**2ヶ月以上**かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長

1

病気・ケガで
働けない場合を保障

●精神障害や妊娠・出産などを
原因とする場合を除きます

特長

2

入院中だけでなく
所定の在宅療養で
働けない場合も保障

特長

3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

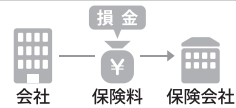
※就労困難状態に該当している場合。
※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1
全額損金

保険料は、**全額損金に算入**できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2
従業員の
福利厚生

従業員様が、働けなくなった期間をサポートします。

●法人受取の場合、給付金を従業員様への見舞金などに活用できます。
●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。

給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(*)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

(*)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに
休業保障

経営者様が働けなくなった場合、
給付金を**経営資金に活用**できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

(引受保険会社)

Aflac

アフラック

(アメリカンファミリー生命保険会社)

大分支社 〒870-0034 大分県大分市都町 1-2-19 大分都町第一生命ビル 7F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2016-0043 7月29日

謹賀新年

大同生命は

「法人会の経営者大型総合保障制度」を通じて、

引き続き、会員みなさまに大きな安心を

お届けしてまいります。

本年もよろしくお願い申し上げます。



DAIDO 大同生命

大分支社/大分県大分市都町1-3-22 TEL 097-532-8278